

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

平成14年3月7日

報告者氏名

三原 育美

当該法人における役職

事務・会計

## 1. 組織情報

■ 法人名称	特定非営利活動法人Be助っ人
■ 所轄庁	宮崎県庁
■ 主たる事務所の所在地	宮崎県都城市 薩子野町 10298-1
■ 従たる事務所の所在地	
■ 代表者氏名	三原 与次郎
■ 法人設立登記年月日	平成12年9月7日
■ 定款に記載された目的	障害者、高齢者、児童等の福祉充実のために在宅福祉に関する事業を行い、人としてどうぞ大切に小さな力を合わせて生き甲斐づくり等の活動を通じ地域福祉に貢献することを目的とする。

■ 活動分野	<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 消費者の保護	<input type="checkbox"/> 社会教育 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 人権・平和 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	<input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 情報化社会 <input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会
■ 事業活動の概要 (400字以内)	(1) 高齢者、障害者、児童等の在宅ヘルプサービス事業、身体介護、生活援助等 (2) 福祉有償運送事業による移動支援 (3) 衛門介護員養成研修(2級)		

■ 公開用電話番号	0986-37-3719	■ファックス	0986-37-3734
■ ホームページ			
■メールアドレス		■常勤職員数	0人
■認定	<input type="checkbox"/> (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)		
認定年月日		認定満了日	
<input type="checkbox"/> 相対値基準	<input type="checkbox"/> 絶対値基準	<input type="checkbox"/> 条例指定	<input type="checkbox"/> 仮認定
閲覧書類の添付	<input checked="" type="checkbox"/> 定款		

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／収支計算書
平成22年度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

http://www

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成 年度（平成 -年 月 日～平成 ,年 月 日）

### ■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計 1. 収入 2. 収入 3. 収入 4. 収入 5. その他収益			
II 経常費用計 1. 事業費 (うち人件費) 2. 管理費 (うち人件費)			
III 当期経常増減額			
IV 経常外収益計			
V 経常外費用計			
VI 経理区分振替額			
VII 当期正味財産増減額			
VIII 前期繰越正味財産額			
IX 次期繰越正味財産額			

※別添のとおり

### ■ 貸借対照表 現在

I 資産の部 1. 流動資産 2. 固定資産		II 負債の部 1. 流動負債 2. 固定負債 負債合計	
資産合計		III 正味財産の部 正味財産合計 負債及び正味財産合計	

### ■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他（その会計基準名） .....

黒木税理士

### ■ 監査の実施

監事監査

特定非営利活動法人

B e 助つ人

《 定 款 》

# 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ビ助つ人と称し、登記上は、これを特定非営利活動法人ビ助つ人と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県都城市菓子野町10298番地1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害者・高齢者・児童等の福祉の充実のために、在宅福祉に関する事業を行い、人としてできるそれぞれの小さな力を合わせて生き甲斐づくり等の活動を通し、地域福祉に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子供の健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 高齢者・障害者等の在宅サービス事業
- (2) 道路運送法に基づく介護タクシー事業
- (3) 児童の在宅保育等の託児サービス事業
- (4) 在宅福祉に関する相談・啓発事業



- (5) 高齢者・障害者等の生き甲斐づくり事業
- (6) 高齢者・障害者・児童に関する他団体との交流、連携及び協力事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員については別に定める。

### (入会)

第7条 この法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が、第3条に定める目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認め、入会申し込み者に対しこれを通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。
- 4 この法人の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出することによって会員となることができる。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届けを提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上の会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に該当会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役 員

(種類及び定数)

第13条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。  
(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれる事になつてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。



- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を執行する。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
    - (2) この法人の財産の状況を監査する。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。また、必要がある場合には理事会の招集を請求

すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任または解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。  
第47条においておなじ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集

の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議決が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名し、これを保存しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号または第3号の規定による請求があった場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)



第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用につい

ては、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を記載すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名し、これを保存しなければならない。



## 第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により、解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散の際に有する残余財産は、総会に於いて出席した正会員過半数をもって決した特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに宮崎日日新聞に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年 5月末日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年の3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 入会金 1,000円 年会費 2,000円

別 表 設立当初の役員

役職名 氏名

理事長 三原 久子

副理事長 刀坂 純子

理事 猪俣 マス子

理事 枝元 文枝

理事 岡元 百合子

監事 刀坂 隆國